

2024事業年度

監査報告書

(2025年9月)

日本中央競馬会
監事

2024 事業年度監査報告書

日本中央競馬会法第10条第4項の規定に基づき、また日本中央競馬会監事監査要領及び日本中央競馬会監事監査実施基準に従って、日本中央競馬会（以下「法人」という。）の2024事業年度（2024年1月1日～同年12月31日）における業務の監査を実施したので、その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

業務監査については、年間を通して、経営委員会及び役員会その他の重要な会議に出席するとともに、役職員から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

当法人の業務に関する定期監査に関しては、理事長、副理事長、常務理事及び理事との間での質疑や意見交換を適宜行いました。また、聴取が必要であると判断した部署又は事業所の長から報告を受けるとともに、必要な説明を求めました。内部監査部門からは、内部監査の結果と内部通報制度の利用状況について報告を受けました。

子会社や関連一般社団法人等(以下「関連団体等」といいます)については、各関連団体等から受けた事業報告書と決算報告書を閲覧したうえで、9月から11月を24の関連団体等¹に対する調査期間と位置付けて、各関連団体等の社長、理事長又はそれに代わる役員を訪問し、それぞれの事業活動又は法人管理に関する課題について意見交換をしました。なお、関連団体調査の際は、当法人（JRA）の側で各関連団体等を所管する各担当事業部における協働体制と意思疎通のあり方にも着目しました。

2. 監査の結果

2024事業年度における法人の業務は、法令、定款、その他 の規程に従って実施されており、役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。会計監査人による監査の方法及び結果は相当であり、事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しています。

¹ 日本中央競馬会の子会社6社、関連一般社団法人等12団体及びその他の当会が助成する団体のうち6団体

3. 監事の意見

監査の結果の報告は以上のとおりですが、監事が今年度の監査計画に掲げた着眼点についての意見も以下に付記します。

(1) 中央競馬の信頼維持

騎手の通信機器（スマートフォン）の不適切な使用など、競馬に対する社会からの信頼を損ないかねない行為が監査対象期間中に報じられました。

勝馬投票券の発売を法律により特別に認められている当法人が安定的に事業活動を継続していくためには、中央競馬が社会から信頼される存在であり続けることが不可欠です。

そして、中央競馬に対する社会からの信頼を維持するためには、競馬の実施面において公正確保を徹底することは勿論ですが、それにとどまらず、競馬の公正さに対し社会から疑念を抱かれることがないようにしなければなりません。そのために、中央競馬の全ての関係者（当法人の役職員、馬主、調教師・騎手を含む厩舎関係者、子会社等中央競馬に関係する全ての団体及び個人）は、単に法令・社会規範を遵守するだけでなく、日本社会に

おける中央競馬事業の位置づけを正しく理解し、高い倫理観を持って自らを律することが求められます。

また、社会における価値観・倫理観は時代とともに変化し得るものであり、こうした変化が企業等の活動に及ぼす影響も無視できません。競馬統括機関である当法人は、中央競馬が時代の変化に適切に対応し社会から信頼される存在であり続けられるよう、各関係方面と連携し舵取りを行うことが求められます。

(2) 海外駐在員事務所、場外勝馬投票券発売所における事業活動

(ア) 業務管理上の共通課題

当法人の海外駐在員事務所と場外勝馬投票券発売所は、それぞれ役割は違いますが、いずれも本部の所管事業部（国際部とウインズ部）の指揮管理下に置かれながら本部から離れた場所に設けられている点で共通しています。また、本部の目が届きづらいエリア（海外または国内の遠隔地）で、一定の権限を委ねられた所長が、担当エリアにおいて、当法人（JRA）を事実上代表する「顔」として振る舞うことが職務上期待されている点においても共通しています。

これらの事業所において、法人の業務を適切に管理するため、担当理事と所管事業部を通じた指揮命令系統における監督・サポート体制と情報流通体制を確保し、業務執行の透明性を確保することは共通する課題です。

(イ) 共通課題に対する取組の例

監事は、上記（ア）に記した共通課題に関し、今回の定期監査の時期を捉えて、2024年の海外駐在員事務所の業務状況に着目して事実調査を実施すること、また、当法人のガバナンス検証を、独立性と専門性を備えた外部有識者で構成される委員会を設置して実施することを提言しました。この提言は理事長を含む経営委員会の理解を得ましたので、今後、学術専門家を含む外部有識者の支援を得る形で取組がなされる予定です。

この取組は、海外駐在員事務所における不祥事の抑止やリスクの回避に役立つであろうことは言うまでもありませんが、これに加えて、当法人全体のガバナンスの現状を法的に調査し、より盤石なものとするためのものです。したがって、この取組を当法人にとって真に意義あるものにするには、理事長の指揮のも

とで、全ての役職員がこの取組の意義を的確に理解し、学術専門家を含む外部有識者による調査・検証活動を充実したものにするための万全の協力をすることが期待されています。

(ウ) 国際業務に関する透明性確保の必要性

競馬は本質的に国際性を内包しているため、当法人は、設立黎明期から競馬の「国際性の伸長」の意義を理解しつつ発展してきたとされています²。この点、1990年代にはロンドン、ニューヨーク、パリ、シドニー及び香港に海外駐在員事務所が設けられ、2000年頃以降、アジア競馬連盟（ARF）及び国際競馬統括機関連盟（IFHA）において当法人の役職員が要職を務めるようになりました、2007年には我が国の競馬がパートⅠ国入りを果たし、そして2015年の競馬法改正により海外レースの発売も行われるようになりました。

我が国の競馬の国際化は、以上のように進められてきました。その結果、今や、当法人が世界の競馬産業界を牽引する立場にあ

² 小川欽司「中央競馬の国際化とアジア競馬会議」2014年（公財ジャパン・スタッドブック・インターナショナル）https://jairs.jp/sp/contents/arc_ayumi/kaikoroku_1.html
2025年9月16日最終閲覧

ると自他ともに認めるまでになったとされています³。

実際、今日までに、国際部が担う業務範囲も大きく広がり、その業務が中央競馬のあり方に影響を及ぼし得る要素も増えています。このことは、競馬の国際場裡で扱われている次のようなトピックの例からも明らかです。

- ① 違法賭事を含む世界規模のオンラインベッティングの広がり、国内におけるスポーツベッティングに対する関心の高まり、競馬を含む世界の賭事業社におけるワールドホール（コミングリング）の普及に対する意欲の高まり
- ② ギャンブル依存症対策に関する国内外の世論と政策動向
- ③ 馬の福祉と動物愛護に関する国内外の世論と政策動向

以上に例示した国際業務に関するトピックが、当法人と我が国の競馬の方向性を左右する影響力を持ち得ることを考えれば、当法人が担う国際業務は、これまで以上に透明性をもって遂行される

³ 日本中央競馬会『日本中央競馬会70年史』(2025年)

ことが求められています。

以上

2025年9月17日

日本中央競馬会

監事 高嶋民治

監事 田中佐知子

監事 小谷実可子